

宗教と教育

論点

宗教教育を義務教育のカリキュラムに入れるべきか

無宗教と言われることも多い日本の寛容な宗教理解はしばしば、理想の異文化理解と評価される。しかし実際、我々の多くは宗教という言葉に馴染みがない上、誤解や偏見を抱きやすい。無知に甘えることを恥じ、宗教の存在を前提とした「宗教的情操教育」を義務教育において提供することを提案する。

<目次>

第1章	そもそも宗教教育とは何か	2
1、	宗教教育の種類	
2、	宗教的情操の定義	
第2章	宗教教育と法	4
1、	政教分離	
2、	大日本帝国憲法下の政教分離	
3、	宗教教育と日本国憲法	
4、	教育基本法と宗教教育	
第3章	何を教えるのか	7
1、	“宗教”の教科化	
2、	“道徳”の教科化	
3、	内容	
第4章	参考	12
1、	日本人の宗教意識	
2、	私立学校の例	
3、	戦前宗教教育史	
4、	海外における宗教教育について	
	参考文献	

第1章 そもそも宗教教育とは何か

《コトバンクより引用》

特定の宗派の信仰へ導く教育。または、宗教に対する理解を深め、宗教によって人格を形成しようとする教育を意味することもある。

1, 宗教教育の種類

宗教教育は、

- ①宗教の知識教育
- ②宗教的情操教育
- ③宗派教育

の3つに大別される。

我が国において宗教教育問題を議論する際、「宗教教育」といえば①の「宗教の知識教育」を指す。

①宗教の知識教育、③宗派教育

知識および宗派の教育は、宗教の概念をはじめ各宗教の歴史や教えなどに関する「客観的な学び」を指す。知識の習得を通して、宗教に対しての批判的視野を身につけることを目的とする。教師は、自分自身が信仰を持たなくとも、宗教に関する知識さえあれば教えることが可能である。しかし宗派の教育に関しては、特定の宗教、宗派を支持してしまう可能性があるため、公立学校では禁止されている。

②宗教的情操教育

宗教的情操教育とは、人智を超えた存在や宗教的真理に対する「主体的な信」の学びを指す。宗教的信仰に伴う感情体系と理解されることが多い。これは特定の宗教には限定されず、「生命の根源」といったような聖なるものに対する広い意味での宗教心の涵養を意味する。知識という教育方法をとれないため、教師が言葉や実践を通して教え子に示すことが最良とされている。いわば知識ではなく感性の習得である。

教育機関における宗教の立場は、憲法20条の第3項（第2章3にて後述）に明記されている。これについては、「特定の宗教に関して」という解釈がなされている。だが、宗教が国の権力に多大な影響を及ぼしてきた中世の歴史を鑑みるに、特定の宗教によらない宗教的情操教育は、国にとって非常に都合のいいものになる可能性がある。

2、宗教的情操の定義

明確な定義はない。一例として、「人間の価値を超えた神聖な価値を持つものへの畏敬の念で、それに対し向き合っていくことによって、生き方や在り方について理性的・道徳的な視点より物事を考えていこうとする心の状態」を意味するとされる。

第2章 宗教教育と法

この章では法的観点から宗教教育について論じる。

1、政教分離

歴史的経験から鑑みると、国家権力と特定宗教とが癒着・融合している場合には、他の宗教の信者や無宗教者の信教の自由が侵害されることが多い。

そこで、立憲民主主義のなかには政教分離すなわち国家の宗教的中立性を憲法原理とするものがある。

2、大日本帝国憲法下の政教分離

大日本帝国憲法下においても信教の自由は保障されていた

（「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」（28条））が

天皇制のイデオロギー基盤として神社神道の整備と国家的保護(国家神道)が図られた。

その際「神社は宗教にあらず」の考えのもと、神道は国民道徳的なものを併せ持ち仏教やキリスト教などとは本質的に異なるものとされ、信教の自由の保障とは無関係とされ特別な地位にあった。

アジア太平洋戦争期には、児童生徒や植民地・占領地の人々に対して神社参拝が強制され、宗教団体は治安維持法のもとで厳しい弾圧を受けた。

戦後、GHQは日本政府に対して、国家と神社神道との完全な分離、学校・役場などからの神棚等の撤去といった措置などを指示した（神道指令）。この方針が、後の日本国憲法の政教分離規定にも受け継がれている。

日本では、国家の宗教的中立性は、特に神社神道との関係で問題となってきた。

3、宗教教育と日本国憲法

日本国憲法では日本国憲法第20条1項後段、3項ならびに第89条で政教分離の原則を規定しているとされている。

そして日本国憲法では宗教教育について以下のように規定している

「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」（20条3項）

この「宗教教育」とは、特定宗教を布教宣伝する教育、および宗教一般の信仰を勧めたり、逆に宗教の意義を否定し無宗教を勧めたりする教育を意味する。

しかし国公立大学で、宗教現象を対象とする宗教学の講義や演習を実施することは、この宗教教育には含まれない。また私立学校が特定宗教の布教教育を行うことは信教の自由の一環から禁止されていない(参照4章2、日本の私立学校の現状)

4、教育基本法と宗教教育

教育基本法では宗教教育について以下のように規定されている

「宗教に関する寛容な態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない（15条一項）」

「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない（15条二項）」

一項では、すべての教育を通じて、宗教教育が重んぜられることを前提として、その可能なる最小限を示そうとするものである。

寛容な態度とは他宗教ないし他宗派をそれとして認めつつ、侮蔑、排斥をしないこと、ゆるしいれることであり、更に反宗教者に対しても寛容な態度をとることである。

このような寛容な態度が行きわたってはじめて真の宗教的信仰が容易になるというべきである。

二項では国公立学校における普通教育でも、宗教の社会的意義や、宗教的寛容を養う目的の教育は許されると考えられている。

特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育は法律の定める学校においてすべて禁止され、その中には私立の学校も入るのに対して特定の宗教のための宗教教育は国立及び公立の学校においてのみ禁止されている。

これは特定の宗教の教義が、私立学校の教育の中に取り込まれても、現実的利害の関係する政治の場合と異なって、そのために学校教育の目的が阻害される恐れがないからである。

第3章 何を教えるのか

次に、教育のより実質的観点から宗教教育の可能性と限界を論じる。

1、“宗教”の教科化

日本では特に1950年代前後、宗教教育について議論が活発化した。実際、1947年版の社会科の学習指導要領の試案には中学3年生の単元として「宗教」があり、これに対応する形で、唯一出された宗教の教科書がある。

『宗教と社会生活』

まえがき

第1章 宗教の形態とその種類

- 1 宗教について考えてみよう
- 2 日本にはどういう宗教があるか
- 3 世界にはどんな宗教があるか
- 4 宗教の中にはどんな形態があるか

第2章 宗教の歴史

- 1 世界のおもな宗教はどのように発展して来たか
- 2 日本では宗教はどのように発展して来たか

第3章 社会および個人に対する宗教の影響

- 1 宗教団体はどんな社会的活動をしているか
- 2 宗教は社会生活や文化に対してどんな影響を与えているか

第4章 宗教とわれわれの現代の生活

- 1 個人の自由と人権の尊重とに対して宗教はどんな関係を持っているか
- 2 われわれの生活における宗教と自然科学の協同
- 3 信教の自由と民主主義とはどんな関係にあるか

〈まえがき〉（一部抜粋）

めいめいの宗教的な情操を、どう深めたらよいかというような問題を取り扱うのではない。また、ある宗教についての、よしあしを論じたり、あるいは個人の宗教的な信念を批評したりするのではない。われわれは、ここでは、人々の社会的、文化的な発展に大きな影響を与えて来た宗教のいくつかの形態について学習し、人々の宗教的な体験が、美術・音楽・劇・詩・文学などの上にどんな姿であらわれて来たかを学ぼうとするのである。

それまで考えられていた宗教教育の分類とは切り離された、「宗教についての一般的な知識や文化に及ぼす影響についての学習として新たな視点を持った宗教教育」のかたちがここで示されている。その前提として、神、仏、など「永遠絶対的なもの」としての宗教の存在があったことは明らかであるが、実際の学習指導要領では宗教の記述は見られなくなる。以後、教育の場面ではタブーであるかのように、宗教的存在を前提とせず、脱宗教化した教育が提示されて来た。

ある意味で日本的な、分類や主観にとらわれない宗教教育の可能性があったにも関わらず、今日まで取り入れられてきた宗教教育といえば、社会科における表面的な知識（宗教知識教育とは言わない）や、道徳の時間における情操教育（宗教的情操教育とは言わない）に限られていたのである。

2、“道徳”の教科化

学習指導要領改訂（2018年度から移行措置期間、2020年度から小学校で、2021年度から中学校で完全実施）で道徳が教科とされることとなったが、戦後、「宗教的情操教育」の可能性は「道徳」の時間においてしばしば語られてきた。

1966年、文部科学省は中央教育審議会答申の中で、青少年の教育理念の明確化のため、主体としての人間のあり方について「期待される人間像」を別記した。道徳教育の指導要領はこの答申の影響を大きく受けた。その中で特に宗教的な教育とかかわりの深い項目を挙げる。

1章

(略)

5 畏 (い) 敬の念をもつこと

以上に述べてきたさまざまなことに対し、その根底に人間として重要な一つのことがある。それは生命の根源に対して畏敬の念をもつことである。人類愛とか人間愛とかいわれるものもそれに基づくのである。

すべての宗教的情操は、生命の根源に対する畏敬の念に由来する。われわれはみずから自己の生命をうんだのではない。われわれの生命の根源には父母の生命があり、民族の生命があり、人類の生命がある。ここにいう生命とは、もとより単に肉体的な生命だけをさすのではない。われわれには精神的な生命がある。このような生命の根源すなわち聖なるものに対する畏敬の念が真の宗教的情操であり、人間の尊厳と愛もそれに基づき、深い感謝の念もそこからわき、真の幸福もそれに基づく。

しかもそのことは、われわれに天地を通じて一貫する道があることを自覚させ、われわれに人間としての使命を悟らせる。その使命により、われわれは真に自主独立の気魄（はく）をもつことができるのである。

次に、今年度からの「特別の科目 道徳」の学習指導要領のうち、特に上記の「畏敬の念」に関わる部分を抜粋する。

小学校学習指導要領 特別の教科 道徳

D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

[生命の尊さ]
〔第1学年及び第2学年〕 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。
〔第3学年及び第4学年〕 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。
〔第5学年及び第6学年〕 生命が多く、生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。

[自然愛護]
〔第1学年及び第2学年〕 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。
〔第3学年及び第4学年〕 自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。
〔第5学年及び第6学年〕 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。

[感動、畏敬の念]
〔第1学年及び第2学年〕 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。
〔第3学年及び第4学年〕 美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。
〔第5学年及び第6学年〕 美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。

[よりよく生きる喜び]
〔第5学年及び第6学年〕 よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じることを。

中学校学習指導要領 特別の教科 道徳

D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

[生命の尊さ] 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。

[自然愛護] 自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。

[感動、畏敬の念] 美しいものや気高いものに感動する心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。

[よりよく生きる喜び] 人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。

「期待される人間像」において明記されていた「宗教的情操」と、「生命の根源すなわち聖なるもの」という認識が含まれていない。ここで挙げたのは今年度からの学習指導要領であるが、この点においては戦後一貫して明記がない。「人間の力を超えたもの」は畏怖の念の対象

ではあるが、生命の根源と同視しうる「永遠絶対的なもの」としての宗教の存在が前提とされていないのが日本の道徳教育なのである。

中学校 道徳教科書『わたしたちの道徳』目次

Section	Sub-section	Page
1 自分を見つめ伸ばして	① 調ねのある生活	5
	② 目標を目標としてより深く思いを込める	8
	③ 自分を伸ばして成長をもち	16
	④ まっとうな行動	22
	⑤ 真摯・真実・誠意を込めた人となりで歩く	28
	⑥ 自分を誇り自信をもちます	32
	⑦ 自分を強く持つ	38
	⑧ 礼儀の尊重を身にまとい、道徳を	44
	⑨ 遠くの人たちの精神を思いやりをもち	48
	⑩ 礼儀の尊重を身にまとい、道徳を	54
2 人と共に生きて	① 礼儀の尊重を身にまとい、道徳を	132
	② 一人一人の個性を大切に	140
	③ 互いに尊重しあう	146
	④ 互いに助けあう	154
	⑤ 互いに認めあう	160
	⑥ 互いに助けあう	166
	⑦ 互いに認めあう	172
	⑧ 互いに助けあう	178
	⑨ 互いに認めあう	186
	⑩ 互いに助けあう	194
3 生活を輝かして	① 調ねのある生活	200
	② 目標を目標としてより深く思いを込める	204
	③ 自分を伸ばして成長をもち	212
	④ まっとうな行動	218
	⑤ 真摯・真実・誠意を込めた人となりで歩く	224
	⑥ 自分を誇り自信をもちます	230
	⑦ 自分を強く持つ	236
	⑧ 礼儀の尊重を身にまとい、道徳を	242
	⑨ 遠くの人たちの精神を思いやりをもち	248
	⑩ 礼儀の尊重を身にまとい、道徳を	254
4 社会で生きる一員として	① 調ねのある生活	260
	② 目標を目標としてより深く思いを込める	264
	③ 自分を伸ばして成長をもち	272
	④ まっとうな行動	278
	⑤ 真摯・真実・誠意を込めた人となりで歩く	284
	⑥ 自分を誇り自信をもちます	290
	⑦ 自分を強く持つ	296
	⑧ 礼儀の尊重を身にまとい、道徳を	302
	⑨ 遠くの人たちの精神を思いやりをもち	308
	⑩ 礼儀の尊重を身にまとい、道徳を	314

モラルの低下や、曖昧な倫理・道徳教育の腐敗が叫ばれ、全国でいじめによる自殺が相次いだことなどから、国は子どもたちの規範意識を高める必要があるという理由で道徳の教科化を決定した。評価は5段階などの数値ではなく、記述式でされるが、子どもの「内心」を評価することや指定の教科書を使用することに反発や戸惑いを感じる教員も少なくない。思考の統制か、多様な思考の尊重か、議論は様々である。現場から伝わる思想教育の難しさは「宗教的情操教育」にも通ずる問題点である。

3、内容

では、どのような宗教的情操教育が可能なのか。現在、大学で開講されている宗教についての講義に関連して設けられている「宗教文化士」資格から検討する。

2011年、大学教育を中心とした宗教文化教育の促進を目指す宗教文化教育推進センターが設立され、宗教文化士制度が誕生した。日本や世界の宗教の歴史と現状について、専門の教員から学んで視野を広げ、宗教への理解を深めた人に対して与えられる資格で、主な宗教の歴史的展開や教え・実践法の特徴、文化と宗教の関わり、現代社会における宗教の役割や機能といったことについて、社会の中で活かせる知識を養っていることが求められる。

資格を得るためには、まず大学において3つの到達目標に対応した科目を履修し、合計16単位以上を取得し、その後認定試験に合格することが必要になる。

◎到達目標と対応する科目例

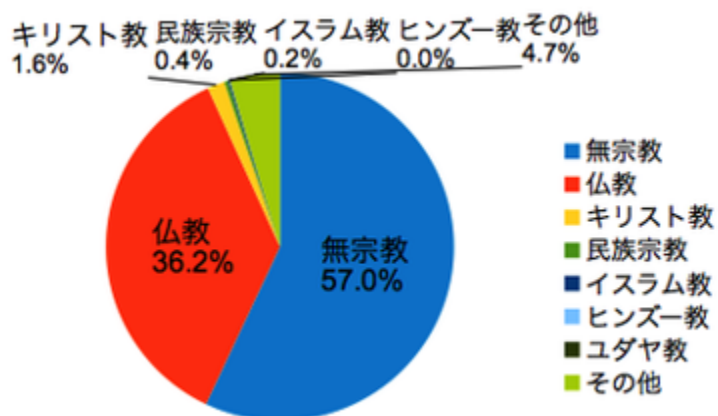
	到達目標	対応する科目例
1	教えや儀礼、神話を含む宗教文化の意味について理解ができる。	①概論的な科目 宗教学、比較宗教学、宗教社会学、宗教人類学、宗教史学、宗教民俗学、宗教心理学、宗教現象学、宗教哲学などに相当する科目 ②宗教と文化の関わりを扱う科目 宗教と文学、宗教と芸術、宗教と美術、宗教と音楽といった科目
2	キリスト教、イスラーム、ヒンドゥー教、仏教、神道などの宗教伝統の基本的な事実について、一定の知識を得ることができる。	①宗教史関係の科目 神道思想、神道史、仏教思想、仏教史、キリスト教思想、キリスト教史、イスラーム思想、イスラーム史、道教史、ユダヤ教史、ヒンドゥー教史といった科目。 ②比較宗教学、宗教社会学、宗教人類学、宗教史学などで、具体的な宗教の事例を扱っている科目
3	現代人が直面する諸問題における宗教の役割について、公共の場で通用する見方ができる。	現代宗教論、政治と宗教、宗教と社会、宗教と経済、宗教と倫理、宗教とジェンダー、死生学といった科目

この宗教文化教育は、一般的な三分類とは別に独自に設定している教育の体系であるが、現在の制度上、この「宗教文化士」資格保有者が教師となりうるとすれば、到達目標は提案する義務教育における「宗教的情操教育」と共有しうる。

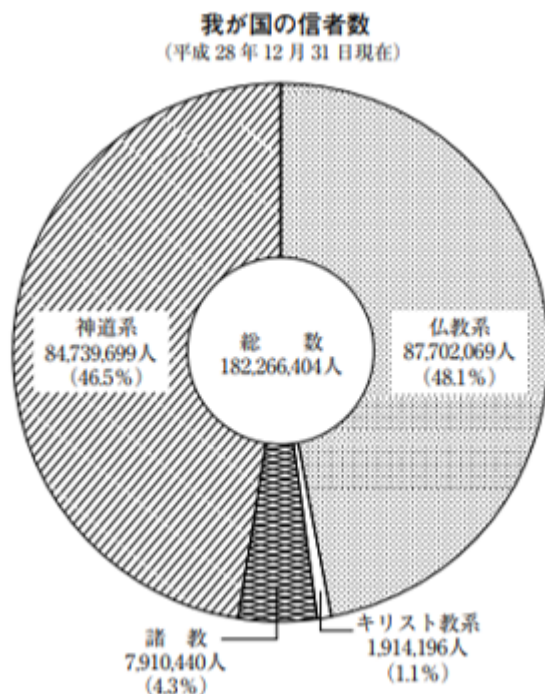
第4章 参考

1、日本人の宗教意識

日本人の宗教意識

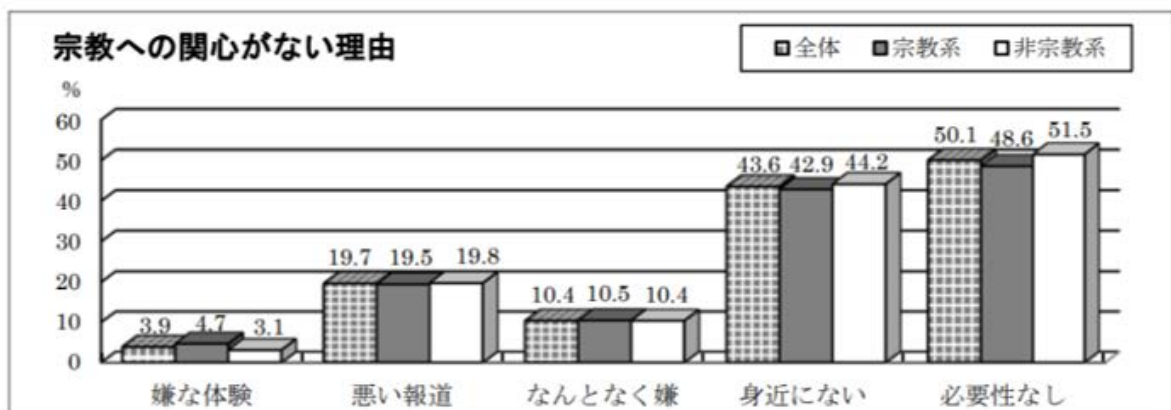
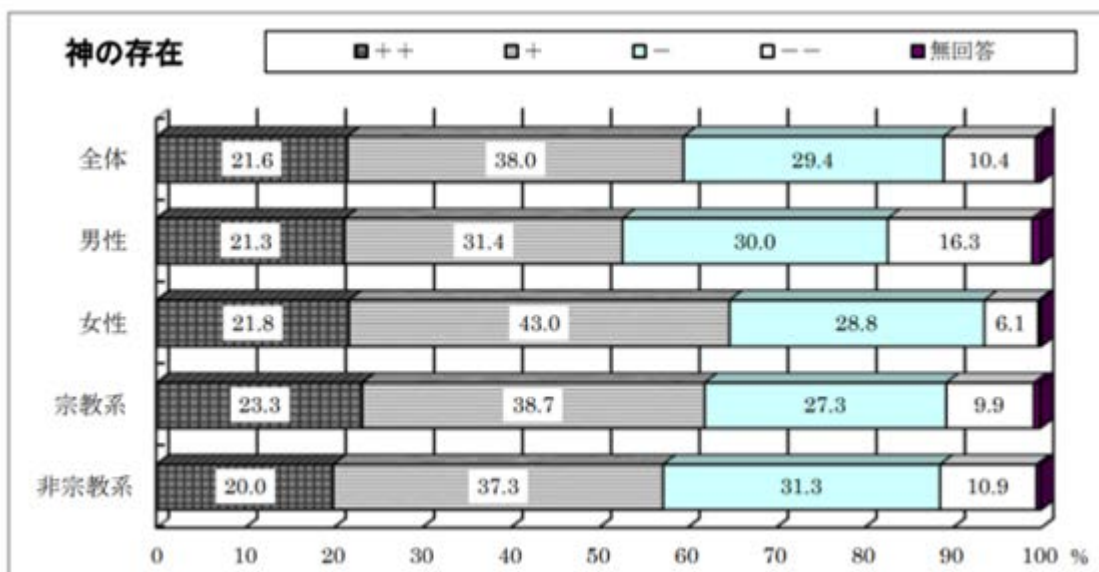
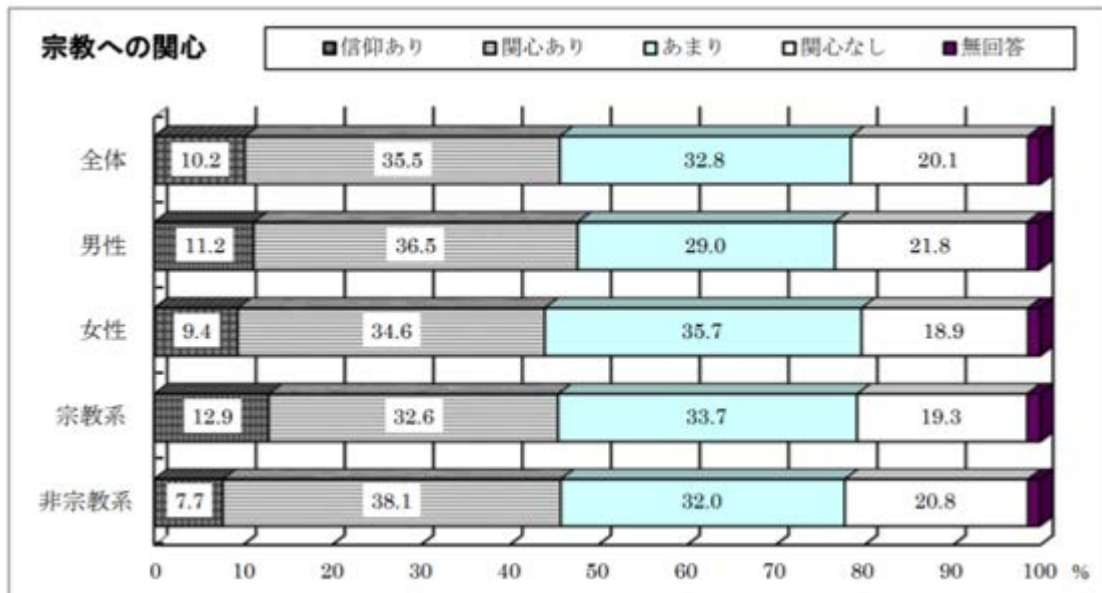


(ピューリサーチセンター、2012年) ※調査によって諸説あり



(文化庁、宗教年鑑、2016年「我が国の信者数」)

在日外国人の宗教分布等を含めた正確な信者数の統計はなく、また、文化庁の統計の不整合さは明らかである。これも日本の宗教意識を著す一つの現象であるといえる。



(國學院大學日本文化研究所、「第12回学生宗教意識調査」、2015年)

2、私立学校の現状

現状、宗教団体を母体とする私立学校では宗教教育が認められている。宗教系学校の分布は以下の通りである。

表1 学校段階別宗教系学校数（含宗教法人数）（%）

学校段階	キリスト教	新宗教	神道	仏教	宗教系計	私立全体	全体
大学・短大	10.60 (121)	0.53 (6)	0.35 (4)	6.13 (70)	17.62 (201)	82.91 (946)	100 (1141)
高等学校	4.11 (207)	0.32 (16)	0.10 (5)	2.15 (108)	6.68 (336)	26.58 (1337)	100 (5031)
中学校	1.59 (169)	0.12 (13)	0.03 (3)	0.49 (52)	2.23 (237)	7.25 (771)	100 (10628)
小学校	0.35 (73)	0.02 (4)	0.00 (0)	0.05 (11)	0.42 (88)	1.05 (221)	100 (21132)
計	1.50 (570)	0.10 (39)	0.03 (12)	0.64 (241)	2.27 (862)	8.63 (3275)	100 (37932)
宗教法人数	2.45 (4468)	8.19 (14906)	46.78 (85145)	42.57 (77478)	100(181997)		
宗教系学校比／宗教法人比	26.94	0.55	0.03	0.66			
宗教系大学・短大比／宗教法人比	24.52	0.36	0.04	0.82			

注：括弧内は度数。

注：私立全体および全体の数は平成25年度の学校基本調査、宗教法人数は『宗教年鑑 平成23年版』（平成22年12月31日現在）による。

キリスト教系	一般にプロテスタント校のほうが日曜日に教会に行くことが奨励される、毎朝礼拝がある、週1回「聖書」の時間がある、学校行事に数多くの宗教行事があるなど、教育における宗教色は強いとされる。カトリック校は「道徳」「倫理」の時間はあっても「聖書」の時間はない為、時間割を見ればプロテスタント校かカトリック校かわかる。
仏教系	教育理念でもそれとわかるものを掲げていない学校も多いが、なかには人間教育の一貫として積極的に宗教教育を行っている学校もある。例えば芝中学校は、元々江戸時代に増上寺内に僧侶養成のために創られた学校で、今でも人間教育の根幹に法然上人の共生（ともいき）の精神を据えている。生徒は、年に何回か隣接する増上寺に向向いて参拝をしたり、法話を聞いたりするなかで、豊かな心をはぐくんでいく。

神道系	皇学館中学校は教育勅語を暗唱させることで知られ、校内では <u>勅語</u> が渙発された <u>10月30日</u> を「父母の日」として定め、生徒は同日に勅語の謹書や <u>作文</u> を同日までに学校側に提出するなど行っている。また、生徒が書いた勅語の謹書は生徒会長や校長等が代表として、熱田神宮まで奉納することも恒例となっている。中高共に、毎年 <u>6月</u> の <u>月次祭</u> の折には <u>伊勢神宮</u> へ参拝する。
-----	--

3、戦前宗教教育史

a)教育勅語

戦前日本の道徳教育は教育勅語を中心になされた。

【参考】

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

戦後、初期のGHQの教育勅語改訂構想もあり、教育勅語の廃止は元々決定されていたものではなかったが、その後GHQは、廃止の方針を決めた。

また、教育基本法の起案者の一人で後に最高裁判所長官を務める田中耕太郎も、教育基本法では教育精神的な規定を設けずに、教育勅語を初めとする文書類との棲み分けを図ろうとしてい

た時期もあるが、後に田中は、自己の著書の中で、教育基本法が教育勅語の代わりとなったことを記した。

b)その他の戦前宗教教育史

江戸時代、教育は多く寺子屋でなされていた。
すなわち教育と宗教は一体となってなされたものであった。

しかし明治三十二年八月文部省令第十二號
（「一般の教育をして宗教の外に特立せしむるは学政上最必要とす。（後略）」（筆者現代語に変換）
によって教学分離が宣言された。

これに対し教育現場に宗教教育を取り入れる声があがり
昭和十年
宗教教育に関する以下の文部次官通牒が出された。

「（前略）学校に於いて宗派的教育を施すことは絶対にこれを許さざるも人格の陶冶(とうや)に資する為学校教育を通じて宗教的情操の涵養(かんよう)を図るは極めて必要なり（後略）」
と人格形成における宗教教育の必要性を認めた。
尚、この文言には但し書きがあり
教育勅語に反しないものと限定されている。

その後については
戦争が激化するにつれて
教育勅語が神聖化されるようになった。

4, 海外における宗教教育について

フランス

ライシテの原則（政教分離の原則）に基づき行われ、宗教教育そのものも授業時間外にのみ実施可能であるということが法で定められている。

十字架の置かれている私立学校ではバカロレア試験（フランスのセンター試験）等公的試験を行わないなど、ライセンスはかなり厳格である。

教育課程においては、宗教的に中立な教育が行われる。校外学習を促進するために日曜日以外に毎週1日を休校と定めるなど、原則の範囲内での宗教教育システムが行われる。

ただし、厳格すぎるがゆえに公立学校では生徒や教師のヒジャブ身に着けを禁止し、さらに宗教的事由による授業欠席も認められていない。

インドネシア

国民の9割がイスラム教を信仰する。その他カトリック、プロテスタント、ヒンドゥー教、仏教、儒教の全6つの宗教を公認する多宗教国家である。

学校の種類としては、一般学校の「スコラ」と、宗教学校の「マドラサ」に分けられる。しかしどちらの学校においても、宗教教育は必修である。神の教えを学び、現代に生かすためだ。インドネシアでは、人口の9割を占めるイスラム教の聖典コーランの暗唱がプログラムとして取り入れられている。しかしながら、キリスト教を信仰する者に関しては、キリスト教に関するプログラムのみを導入しており、宗教ごとに異なるカリキュラムが実施されている。

米国

宗教の中立性が憲法で定められており、公立学校での宗教教育が禁じられている。そのため敬虔な一部のキリスト教徒は、自ら私立学校を立ち上げるなどしている。

カリキュラムに関しては、進化論にかかわる問題が取り上げられることがしばしばある。

創造説（神は万物をお創りになった）と進化論（ダーウィン提唱。現在の主流）との対立が根強く存在する。

【参考文献】

教育法令研究会(1947)『教育基本法の解説』国立書院,p120-125.

大關尚之(1937)『小學校に於ける宗教々育の理論と實際』顯眞學苑,p1-8.

亀井洋志 (2018) 「教員たちも思考停止に・・・『道徳』で混乱する教育現場」、『週刊朝日』、2018年4月20日号

[図解]池上彰の世界の宗教が面白いほどわかる本 <http://audiobook.kadokawa.jp/reference/301512000936/>(2018年6月19日アクセス)

宗教統計調査、平成29年度、平成28年度<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&tokei=00401101&tstat=000001018471>(2018年6月17日アクセス)

斎藤崇徳、2013「日本における宗教系大学の比較分析」https://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=31048&item_no=1&attribute_id=19&file_no=1(2018年6月18日アクセス)

Catch、「宗教系にはどんな学校があるの？」
http://www.nrg-catch.jp/spe_j07/(2018年6月17日アクセス)

文化庁、「宗教年鑑 平成29年度版」http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/hakusho_nenjihokokusho/shukyo_nenkan/index.html(2018年6月18日アクセス)

中央教育研究所、宗教に関わる教育の研究<http://www.chu-ken.jp/pdf/kanko81.pdf> (2018年6月16日アクセス)

教育出版、『中学社会』https://www.kyoiku-shuppan.co.jp/docs/h28chugaku/shakai_chiri/pdf/h28_shakai_00all_chiri.pdf (2018年6月16日アクセス)

東京書籍、『新編 新しい社会』単元内容一覧表https://ten.tokyo-shoseki.co.jp/ten_download/dlf84/web_s_shakai_tangennaiyou.pdf (2018年6月16日アクセス)

文部科学省、小学校学習指導要領http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/05/07/1384661_4_3_2.pdf (2018年6月16日アクセス)

ベネッセ教育サイト、道徳の教科化「道徳は『揺れる』ことが大事？」<http://benesse.jp/kyouiku/201802/20180215-1.html> (2018年6月16日)

NHKクローズアップ現代、「”道徳”が正式な教科に 密着・先生は？子どもは？」<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4120/> (2018年6月16日アクセス)

文部科学省、「特別の教科 道徳（仮称）の教育課程上の位置付けについて」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/049/siryo/_icsFiles/afieldfile/2014/04/18/1346725_1.pdf (2018年6月16日アクセス)

文部科学省、「今後の道徳教育の改善方策」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shoutou/096/shiryo/_icsFiles/afiedfile/2013/07/08/1336706_01.pdf (2018年6月16日アクセス)

中外日報、「宗教知識教育の一層の充実が課題」<http://www.chugainippoh.co.jp/NEWWEB/n-s-hasetu/08/0810/shasetu081002.html> (2018年6月16日アクセス)

加藤、西郷、「『心のノート』の欺瞞性の危険性」<http://www.kyoto-kyoiku.com/hiroba2/hiroba133/saigou.htm> (2018年6月16日アクセス)

中央教育審議会、「後期中等教育の拡充整備について」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/661001.htm (2018年6月16日アクセス)

文部科学省、小学校学習指導要領 新旧対照表http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/_icsFiles/afiedfile/2015/03/27/1356250_02.pdf (2018年6月16日アクセス)

光文書院、『小学 道徳 ゆたかな心』 file:///D:/%E9%81%93%E5%BE%B3%E3%81%A%E6%95%99%E7%A7%91%E6%9B%B8.pdf (2018年6月16日アクセス)

文部科学省、『私たちの道徳 中学校』http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2016/02/18/1344901_1_2.pdf (2018年6月16日アクセス)

國學院大學日本文化研究所、2015年、「第12回学生宗教意識調査」<https://www.kokugakuin.ac.jp/assets/uploads/2017/03/a7a988eae8394f87aa23e12af9694909.pdf> (2018年6月16日アクセス)

<https://ci.nii.ac.jp/els/contents110004792859.pdf?id=ART0007528423>

齊藤泰雄、「学校における宗教教育の取り扱いー日本の経験」<http://home.hiroshima-u.ac.jp/cice/wp-content/uploads/2016/03/18-1-10.pdf> (2018年6月16日アクセス)

Z会サポナビ、2016年、「宗教校～キリスト・仏教・無宗教だけでない宗教校のちがいを」

http://www.zkai.co.jp/el/saponavi_a/bkmsk400000057ga.html(2018年6月18日アクセス)

キリスト教学校同盟ホームページ<http://www.k-doumei.or.jp/>(2018年6月18日アクセス)

中外日報、「宗教による社会教育 行いによる教化こそ」<http://www.chugainippoh.co.jp/editorial/2017/1006.html>(2018年6月18日アクセス)

高橋陽一、『価値教育概念の有効性を考えるー宗教的情操論の歴史と現在ー』<http://www.cl.aoyama.ac.jp/~jseh52/takahasi.pdf>(2018年6月18日アクセス)

小山一乗、『宗教教育の諸問題・諸課題ー法的思考の観点からー』<http://repo.komazawa-u.ac.jp/opac/repository/all/35490/kbk043-06-koyama.pdf> (2018年6月16日アクセス)

柴沼真、『公立学校における宗教教育ー論争点の整理と課題』<https://ci.nii.ac.jp/els/contents110004792859.pdf?id=ART0007528423> (2018年6月16日アクセス)

日本宗教学会、2016年、『宗教研究 89巻別冊』http://jpars.org/journal/bulletin/wp-content/uploads/2016/02/vol_89.pdf (2018年6月16日アクセス)

野口真、濱野道雄、『宗教教育の課題—宗教的情操を手がかりとして—』<http://repository.seinan-gu.ac.jp/bitstream/handle/123456789/1501/th-n74v1-p87-114-ham.pdf?sequence=1&isAllowed=y> (2018年6月16日アクセス)

野口真、『日本的宗教観と宗教教育—宗教科教育法の授業実践に向けて—』<http://repository.seinan-gu.ac.jp/bitstream/handle/123456789/1587/te-n1-p63-77-nog.pdf?sequence=1&isAllowed=y> (2018年6月16日アクセス)

野口真、『スピリチュアリティと宗教教育—宗教科教育法の授業実践に向けて—』<http://repository.seinan-gu.ac.jp/bitstream/handle/123456789/1588/te-n1-p51-62-nog.pdf?sequence=1&isAllowed=y> (2018年6月16日アクセス)

国公立学校における宗教教育の現状と課題(<特集>宗教の教育と伝承)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/rsjars/85/2/85_KJ00007476342/_pdf/-char/ja

洗建、「宗教的情操教育論」について

<http://religiouslaw.org/cgi/search/pdf/200608.pdf>

第9条 (宗教教育) : 文部科学省

http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/004/a004_09.htm

日本国憲法の基礎知識 20条

<http://kenpou-jp.norio-de.com/sinkyu/>

精神文化学会、国家における宗教教育—その可能性と課題—

<http://spiritandculturesociety.org/2014/10/11/334/>

緊急提言! 「宗教と教育」を考える

<http://www.zenseikyo.or.jp/manabou/yomimono/bukkyo/bukkyo/03.html>

宗教と教育の間で起こる問題 : 米国の公立学校で 進化説 VS 創造論の争い <http://www.unipro-note.net/archives/50119891.html>

宗教教育の必要性をフランスの公立小学校のケースで考えてみる

<https://monpetitcahier.com/archives/227.html>

小泉洋一、フランスの公立学校教育と宗教—政教分離原則の下における「宗教」と「教育」のあり方—

https://ci.nii.ac.jp/els/contentscinii_20180623230344.pdf?id=ART0007309667

斉藤泰雄、学校における宗教教育の取扱い—日本の経験

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/cice/wp-content/uploads/2016/03/18-1-10.pdf>

第3章 教科「宗教」

<http://www.baliwind.com/3%20kyouka%20syuukyuu.pdf>

議論の記録

反対

知識教育のほうがいい

情操教育→無宗教の人の逃げ場が無くなってしまう

道徳の教科化→生徒が議論を通して答えを見つける

→画一的な考えに？

①小中学生に概念を教育をすることが難しそう

②なぜという部分を宗教的思考に基づいて考えてしまうから疑問を消し、特定の価値観の押し付けになるのではないか

思想が形成されてない状況で落とし込まれてしまったら画一的な考えになる

宗教ごとに神への認識違う→情操教育の内容が定まらない？

宗教知識教育ならオッケー

異文化理解もできる→宗教的情操教育は知識教育を通してでよい

知識教育のほうが絶対いい

それまでの成り立ちを踏まえず教育はすべきではない。

教えがこうだから→それは退屈

反対ではあるが、知識+道徳（情操）ならオッケー

宗教に触れるチャンスを与えるという意味ではいい。

道徳の根拠として使うと今まで学んできた道徳の根拠が宗教になってしまうから

Q. 宗教知識教育を義務づけるべきか

賛成

無宗教も選択肢の一つとしてオッケーだが好きでなったわけではない

知識を得た上で無宗教という選択肢を選べるようになればいいと思う

中学校ではいくつもの宗教を学ぶ機会があるべきだ
知識を得た上で選べるように共感できるようになればいい

自分の宗教以外について知っておけばグローバル化に対応できる

多様化していく中で知識を得るのはいい。宗教に限らず性別などに関する多様性へのちしきは必要

キリスト教の子への影のいじめがあった。→理解不足
イスラム過激派によるムスリムへの偏見を緩和させる

無宗教だからといって無知であってはいけない。
知識→情操教育

道徳と宗教は別だったらオッケー。知識としての宗教の知識なら

反対する理由がない
宗教的知識教育を受けてても意味がわからない。情操教育があれば視野が広がるのでは？
皆と一緒にあれというのはおかしい

異文化理解を促進できるんじゃないか？でもすでに信じてる人に対し強いるのはかわいそうだから選択制にすべき

反対意見
新興宗教などの考えも落とし込んでしまうと過激思想を招く危険がある

知識教育にするのであれば意味がないのでは？→道徳の中で宗教知識を教えればより理解できるのでは？

宗教を教科として学ぶ必要性を感じない。価値を置きすぎて無宗教の人の場所がなくなる。

誤解を解くためなら宗教としての科目認定は大げさ。

社会科など選択科目でよい

宗教を学ばない自由があるのでは？

義務教育にする必要はないよ

Q. 道徳を学ばない自由もあるのでは？

→→宗教に対する偏見を持つてゐる人のが偏見を持たれやすいんじゃないの？

もう信じてゐる人に対し普遍的な教育をするのはおかしい

道徳などで倫理的価値観は学ばばいいので厳格にすべきでない

全て宗教を網羅するのではなく多様性の一環として宗教を教えるべき

(作成、田村)